



## 災害で損害を受けた方などに対する

### 後期高齢者医療保険料減免のお知らせ

災害によって住宅、家財、農作物などに著しい損害を受けたときや下記に該当する理由で、保険料を納めることが困難な方については、後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。後期高齢者医療保険料の減免を受ける場合は、申請が必要となりますので、市医療年金課までお問い合わせください。

保険料の納付が困難な理由	保険料減免申請の条件
災害による住宅、家財またはそのほか財産の損害	被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはそのほか財産の損害額(保険金、損害賠償金などにより補てんされるべき金額を除く)が、10分の3以上の場合
①死亡または長期入院による収入の減少 ②事業の休廃止、失業による収入の減少	被保険者またはその属する世帯の世帯主およびそのほかの世帯員である被保険者の総収入の見込額の合計額が、減免申請日の前年の当該世帯の総収入の合計額の10分の5以下に減少する場合
農作物の不作、不漁による世帯主の収入の減少	農作物などの損害の程度が、平年における農作物などによる収入額の10分の3以上の場合

※減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありません。

※いずれの場合も、減免申請日の前年の被保険者またはその属する世帯の世帯主、およびそのほかの世帯員である被保険者の総所得金額の合計額が1,000万円以下の場合に限ります。

問い合わせ 市医療年金課 ☎内線1721～1722

## 国民健康保険税が改正されました

厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮しながら、低所得者層の国民健康保険税の軽減を図るために、医療給付費分と後期高齢者支援金分のそれぞれの賦課限度額の引き上げを行い、低所得者層に係る国民健康保険税については、均等割額および平等割額の軽減割合の改正と新たに2割軽減が加えられました。

### 【賦課限度額】

	改正前	改正後
医療給付費分	470,000円	500,000円
後期高齢者支援金分	120,000円	130,000円
介護納付金分	100,000円	100,000円

※今回、介護納付金分についての改正はありません。

### 【世帯ごとの所得に応じた均等割額および平等割額の軽減割合】

世帯の総所得金額	改正前	改正後
	軽減割合	軽減割合
33万円以下	6割	7割
33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除いた被保険者の数) 以下	4割	5割
33万円 + (35万円 × 被保険者の数) 以下	—	2割

※今回の改正により、新たに2割軽減が加えられました。

納税は便利な口座振替をご利用ください！納め忘れがなくなります。

問い合わせ 市医療年金課 ☎内線1723～1726